

# 高圧ガス保安法における事務・権限の 指定都市への移譲について

平成27年3月12日  
経済産業省  
商務流通保安グループ  
高圧ガス保安室

# 高圧ガス保安法における事務・権限の指定都市への移譲について

施行日：平成30年4月

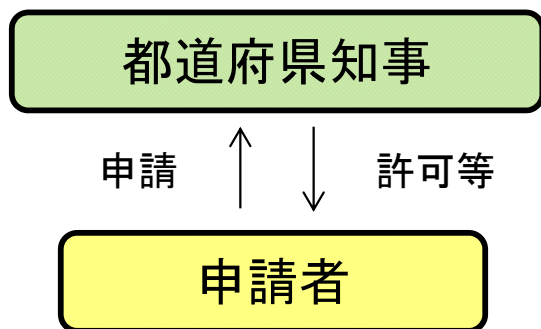
## 現行法の概要

- 同法においては、高圧ガスの製造等について、都道府県知事の許可を受けなければならない旨等を規定している。
- また、経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うことができる旨を規定している。（第78条の4）

## 改正案の概要

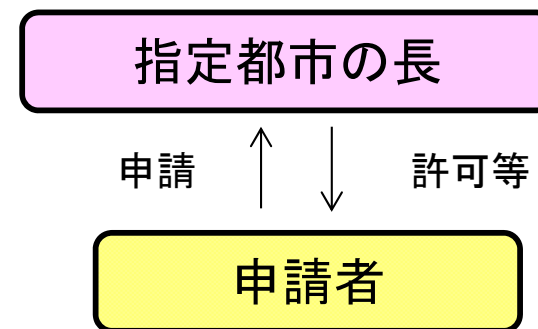
- 指定都市の区域内における高圧ガスの製造等の許可等に係る事務・権限を都道府県から指定都市に移譲する。
- 第78条の4を改正し、経済産業大臣の権限に属する事務の一部を、政令で定めるところにより、都道府県知事に加えて指定都市の長が行い得ることとする。
- ただし、試験事務や免状交付事務、指定機関の指定事務は二重行政等になること、特定製造事業所等に係る事務は災害発生時にその被害が市域を越えて広域的なものとなるおそれがあることから、移譲しない。

### 移譲前



### 移譲後

◇指定都市の区域内の場合



# 委譲に係る特定製造事業所等の取扱いについて

## ○方針

**特定製造事業所**又は**コンビナート地域に所在する事業所**に係る事務・権限については、移譲対象から除外する。

### 特定製造事業所※1

下記のいずれかに該当する事業所

- ・コンビナート地域に所在する事業所のうち、貯蔵能力が一定以上のもの
- ・処理能力が一定以上の大規模な事業所
- ・工業地域等以外に所在する事業所のうち処理能力が一定以上の大規模な事業所

(※1)コンビナート保安規則第2条第1項第22号に定める特定製造事業所をいう。

(※2)コンビナート保安規則第2条第1項第21号に定めるコンビナート地域をいう。

### コンビナート地域※2に 所在する事業所

- ・横浜市、川崎市、堺市、岡山市の一部

## ○理由

爆発等の危険のある高圧ガス、危険物及び毒劇物等が多数の設備機器に大量に集積されており、しかも、それら設備機器が近接して設置され、生産プロセス上相互に密接な一体関係におかれていることから、災害発生時には、その被害が市域を越えて広域的なものとなる恐れがあるため。